

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第1部門第2区分
 【発行日】平成24年3月1日(2012.3.1)

【公表番号】特表2011-526180(P2011-526180A)
 【公表日】平成23年10月6日(2011.10.6)
 【年通号数】公開・登録公報2011-040
 【出願番号】特願2011-516572(P2011-516572)
 【国際特許分類】

A 6 1 N 1/36 (2006.01)

A 6 1 N 1/20 (2006.01)

【F I】

A 6 1 N 1/36

A 6 1 N 1/20

【手続補正書】

【提出日】平成24年1月16日(2012.1.16)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

被験者の失禁を治療するために脛骨神経を電気的に刺激するための装置であって、前記被験者の身体中に配設されるように構成されたインプラントであって、当該インプラントは受動電気導体を備え、前記受動電気導体は、埋め込まれた場合に、第1の表面電極及び第2の表面電極と電気接続状態になるように構成される、インプラント

を備え、前記受動電気導体は、

前記第1の表面電極と前記第2の表面電極との間を流れる電流の少なくとも一部分をピックアップするように構成されたピックアップ部分と、

前記脛骨神経を刺激するために前記脛骨神経に電流の前記一部分を送るように構成された送達部分と、

前記ピックアップ部分と前記送達部分との間に配設された絶縁保護された本体部分とを含む、装置。

【請求項2】

前記インプラントの前記ピックアップ部分が、前記第1の表面電極又は前記第2の表面電極の一方の下方の皮下組織中に位置決めされるように構成される、請求項1に記載の装置。

【請求項3】

前記インプラントの前記送達部分が、前記第1の表面電極又は前記第2の表面電極の一方の下方の皮下組織中に位置決めされるように構成される、請求項1に記載の装置。

【請求項4】

前記ピックアップ部分が電極を含む、請求項1に記載の装置。

【請求項5】

前記送達部分が電極を含む、請求項1に記載の装置。

【請求項6】

前記ピックアップ部分が、前記第1の表面電極及び前記第2の表面電極の一方の下方の皮下組織中に埋め込まれた場合に、前記電流の前記部分が、前記第1の表面電極と、前記第2の表面電極と、の間の体組織を介して流れるよりもむしろ、前記電気導体を介して流

れるように、十分な表面積を有する電氣的終端を形成し、

前記送達部分が、埋め込まれた場合に、前記脛骨神経に前記電流の前記一部分を送るための電氣的終端を形成する、請求項 1 に記載の装置。

【請求項 7】

被験者の頭痛又は顔面痛の少なくとも一方を治療するために、被験者の頭又は顔の一領域の感覚に関連する神経を電氣的に刺激するための装置であって、

前記被験者の身体中に配設されるように構成されたインプラントであって、当該インプラントは受動電気導体を備え、前記受動電気導体は、埋め込まれた場合に、第 1 の表面電極及び第 2 の表面電極と電気接続状態になるように構成される、インプラント

を備え、前記受動電気導体は、

前記第 1 の表面電極と、前記第 2 の表面電極と、の間を流れる電流の少なくとも一部分をピックアップするように構成されたピックアップ部分と、

前記神経を刺激し、前記被験者の頭痛又は顔面痛を緩和するために、前記神経に電流の前記部分を送るように構成された送達部分と、

前記ピックアップ部分と前記送達部分との間に配設された絶縁保護された本体部分とを含む、装置。

【請求項 8】

前記神経が、三叉神経、三叉神経枝、三叉神経節、眼神経、眼神経枝、上顎神経、上顎神経枝、下顎神経、下顎神経枝、大後頭神経、大後頭神経枝、小後頭神経、小後頭神経枝、第三後頭神経、第三後頭神経枝、大耳介神経、大耳介神経枝、頸横神経、頸横神経枝、鎖骨上神経、及び鎖骨上神経枝の中の少なくとも 1 つを含む、請求項 7 に記載の装置。

【請求項 9】

前記ピックアップ部分が、前記第 1 の電極又は前記第 2 の電極の一方の下方の皮下組織中に位置決めされるように構成される、請求項 7 に記載の装置。

【請求項 10】

前記ピックアップ部分が、前記第 1 の電極又は前記第 2 の電極の一方の下方の皮下組織中に位置決めされるように構成される、請求項 7 に記載の装置。

【請求項 11】

前記ピックアップ部分が電極を含む、請求項 7 に記載の装置。

【請求項 12】

前記送達部分が電極を含む、請求項 7 に記載の装置。

【請求項 13】

前記第 1 の表面電極及び前記第 2 の表面電極が、前記被験者の皮膚と電気接触するように構成され、

前記電気導体が、埋め込まれた場合に、前記第 1 の表面電極の下方に位置する皮下組織から、刺激すべき前記神経まで延在するのに十分な長さを有する、請求項 7 に記載の装置。

【請求項 14】

前記ピックアップ部分が、前記第 1 の表面電極の下方の皮下組織中に埋め込まれた場合に、前記電流の前記部分が、前記第 1 の表面電極と、前記第 2 の表面電極と、の間の体組織を介して流れるよりもむしろ、前記電気導体を介して流れるように、十分な表面積を有する電氣的終端を形成し、

前記送達部分が、埋め込まれた場合に、前記神経に前記電流の前記部分を送るための電氣的終端を形成する、請求項 7 に記載の装置。